

高額医療・高額介護合算制度

世帯内で一年間に医療費と介護保険にかかった費用が高額になったときは、医療費と介護保険にかかった費用を合算して年間(毎年8月～翌年7月末)の自己負担限度額を超えた分を高額医療・高額介護合算療養費として支給しています。

自己負担限度額

●70歳未満の方

	所得区分	限度額
	所得	
住民税課税世帯	901万円超	212万円
	600万超901万円以下	141万円
	210万円超600万円以下	67万円
	210万円以下	60万円
住民税非課税世帯		34万円

●70歳～74歳の方(平成30年7月まで)

所得区分※1	限度額
現役並み所得者	67万円
一般	56万円
低所得者Ⅱ	31万円
低所得者Ⅰ	19万円

●70歳～74歳の方(平成30年8月から)

所得区分※1		限度額
現役並み所得者	Ⅲ(課税所得690万以上)	212万円
	Ⅱ(課税所得380万以上)	141万円
	Ⅰ(課税所得145万以上)	67万円
一般(課税所得145万円未満等)		56万円
低所得者Ⅱ		31万円
低所得者Ⅰ		19万円

※1所得区分について、詳しくは健康保険課までお問い合わせください。